

# 山梨県公報

号外第六十三号

平成十七年

十一月一日

火 曜 日

## 目 次

### 告 示

- 一 市町村の廃置分合に伴う市の人口の告示……………
- 一 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………
- 一 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………
- 一 悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部改正……………
- 一 騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正……………
- 一 山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定の一部改正……………
- 一 字の名称変更……………
- 二 公安委員会……………
- 一 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

## 告 示

### 山梨県告示第五百六十六号

平成十七年十一月一日に塩山市、東山梨郡勝沼町及び同郡大和村を廃し、その区域をもって甲州市を置いたことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

三六、九二五人

### 山梨県告示第五百六十七号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規

制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「、塩山市」を削り、「勝沼町、大和村」を「甲州市」に改める。

別添図面中塩山市、勝沼町及び大和村に係る部分を次の図のように改める(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡東地域振興局及び甲州市役所において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第五百六十八号

### 山梨県告示第五百六十八号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「、塩山市」を削り、「勝沼町、大和村」を「甲州市」に改める。

別添図面中塩山市、勝沼町及び大和村に係る部分を次の図のように改める(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡東地域振興局及び甲州市役所において公衆の縦覧に供する。)

山梨県告示第五百六十九号

### 山梨県告示第五百六十九号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準の一部を改正する告示

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成十六年山梨県告示第四百九十六号)の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 甲州市に係る規制地域

区域の区分	規制地域
	規 制 地 域

A 区域	塩山下於曾、塩山上塩後、塩山下塩後、塩山西広門田、塩山上井尻の全部並びに塩山千野、塩山上於曾、塩山赤尾、塩山下萩原、塩山熊野、塩山竹森、塩山三日市場、塩山藤木、塩山小屋敷、勝沼町勝沼、勝沼町小佐手、勝沼町休息、大和町田野、大和町初鹿野、大和町日影及び大和町鶴瀬の一部
B 区域	塩山上於曾、塩山赤尾、塩山熊野、塩山三日市場、塩山藤木、塩山小屋敷、勝沼町勝沼、勝沼町等々力、勝沼町下岩崎、勝沼町上岩崎、勝沼町藤井、勝沼町小佐手、勝沼町山、勝沼町休息、勝沼町綿塚、勝沼町菱山及び勝沼町中原の一部
C 区域	塩山三日市場の一部

別表中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第三十号までを二号ずつ繰り上げる。

別添図面中塩山市、勝沼町及び大和村に係る部分を次の図のように改める(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課、山梨県峡東地域振興局及び甲州市役所において公衆の縦覧に供する。)

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**山梨県告示第五百七十号**

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦  
 本則の表以外の部分中、「塩山市」を削り、「上野原市」の下に、「甲州市」を加える。

**山梨県告示第五百七十一号**

山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定(平成四年山梨県告示第百十五号の二)の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から適用する。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一の(三)2中「東山梨郡大和村日影地内」を「甲州市大和町日影地内」に改め、一の(三)6中「県道高根富士見線」を「県道北杜富士見線」に改め、二中1を削り、2を1とし、3から11までを2から10までとし、12を削り、13を11とし、14を12とする。

**山梨県告示第五百七十二号**

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、甲州市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成十七年十一月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前の字の名称	変更後の字の名称
千野	塩山千野
上於曾	塩山上於曾
下於曾	塩山下於曾
上塩後	塩山上塩後
下塩後	塩山下塩後
赤尾	塩山赤尾
下萩原	塩山下萩原
牛奥	塩山牛奥
西野原	塩山西野原
熊野	塩山熊野
西広門田	塩山西広門田

等々力	勝沼	下柚木	小屋敷	藤木	三日市場	上井尻	下粟生野	上粟生野	中萩原	一ノ瀬高橋	下小田原	上小田原	上萩原	平沢	福生里	竹森
勝沼町等々力	勝沼町勝沼	塩山下柚木	塩山小屋敷	塩山藤木	塩山三日市場	塩山上井尻	塩山下粟生野	塩山上粟生野	塩山中萩原	塩山一ノ瀬高橋	塩山下小田原	塩山上小田原	塩山上萩原	塩山平沢	塩山福生里	塩山竹森

鶴瀬	日影	初鹿野	田野	木賊	山林	中原	菱山	綿塚	休息	山	小佐手	藤井	上岩崎	下岩崎	深沢
大和町鶴瀬	大和町日影	大和町初鹿野	大和町田野	大和町木賊	勝沼町山林	勝沼町中原	勝沼町菱山	勝沼町綿塚	勝沼町休息	勝沼町山	勝沼町小佐手	勝沼町藤井	勝沼町上岩崎	勝沼町下岩崎	勝沼町深沢

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第十七号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十一月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和六十年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項第二十九号中「塩山市上於曾」を「甲州市塩山上於曾」に、「同市上於曾」を「同市塩山上於曾」に改め、同項第三十号中「塩山市上於曾」を「甲州市塩山上於曾」に、「同市下於曾」を「同市塩山下於曾」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 山梨県公安委員会規則第十八号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十一月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三塩山警察署の部を次のように改める。

塩山警察署	署所在地	甲州市塩山熊野
		甲州市のうち
	一〇五	塩山下於曾、塩山上塩後、塩山下塩後、塩山西広門田、塩山熊野
塩山駅前交	甲州市塩山上於	甲州市のうち

番	松里警察官 駐在所	神金警察官 駐在所	千野警察官 駐在所	勝沼警察官 駐在所	祝警察官駐 在所	勝沼ぶどう 郷駅前警察 官駐在所
曾一七三の一	甲州市塩山小屋敷二二九九の二	甲州市塩山上萩原一四五五の一	甲州市塩山千野五二〇	甲州市勝沼町勝沼七五六の九	甲州市勝沼町下岩崎九九九	甲州市勝沼町菱山三〇五〇の二
塩山上於曾、塩山下萩原（通称萩原山二五三五を除く。）、塩山牛奥（通称牛奥山五五三二の一及び五五三二の四二から五五三二の四七までを除く。）、塩山西野原、塩山赤尾	甲州市のうち 塩山三日市場、塩山小屋敷、塩山藤木、塩山下柚木、塩山上井尻	甲州市のうち 塩山上萩原（通称萩原山四七八三の一及び通称日川四七八四を除く。）、塩山中萩原（通称萩原山四〇八一の一を除く。）、塩山上小田原、塩山下小田原、塩山一ノ瀬高橋	甲州市のうち 塩山上粟生野、塩山下粟生野、塩山平沢、塩山福生里、塩山竹森、塩山千野	甲州市のうち 勝沼町勝沼、勝沼町等々力（二二〇四から二三三八の三二を除く。）、勝沼町深沢	甲州市のうち 勝沼町上岩崎、勝沼町下岩崎、勝沼町藤井	甲州市のうち 勝沼町菱山、勝沼町中原、勝沼町小佐手、勝沼町山、勝沼町休息、勝沼町綿塚、勝沼町等々力（二二〇四から二三

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

	大和警察官 駐在所	甲州市大和町初 鹿野一六六八の 一	甲州市のうち 塩山下萩原のうち通称萩原山二五三五 、塩山牛奥のうち通称牛奥山五五三二 の一及び五五三二の四二から五五三二 の四七まで、塩山上萩原のうち通称萩 原山四七八三の一及び通称日川四七八 四、塩山中萩原のうち通称萩原山四〇 八一の一、大和町木賊、大和町田野、 大和町初鹿野、大和町日影、大和町鶴 瀬
			八六の三二まで)

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番